



(平成28年5月2日)

三井住友信託銀行 年金企画部

## 第17回社会保障審議会企業年金部会の開催について

平成28年4月28日、第17回社会保障審議会企業年金部会(\*)が開催されました。本ニュースでは主に同部会でも取り上げられました確定給付企業年金関連の話題について、下記のとおりご案内申し上げます。

(\*)平成25年9月に企業年金の制度のあり方等について審議を行うために社会保障審議会内に設置された専門の部会。

### I 議題

- (1) 確定給付企業年金の改善について
- (2) 確定給付企業年金のガバナンスについて
- (3) 厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会における議論の経過について
- (4) 災害等による確定拠出年金の掛金納付特例の創設について

### II 資料

当日配布された資料は以下のとおりです。

・議事次第

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000123264.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000123264.pdf)

・資料1：確定給付企業年金の改善について

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000123266.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000123266.pdf)

・資料2：確定給付企業年金のガバナンスについて

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000123267.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000123267.pdf)

・資料3：厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況（平成27年4月1日～平成27年9月30日）に関する報告書

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000123269.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000123269.pdf)

・資料4：災害等による確定拠出年金の掛金納付特例の創設について

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000123270.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000123270.pdf)

・参考資料1：社会保障審議会企業年金部会委員名簿

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000123282.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000123282.pdf)

・参考資料2：社会保障審議会関係法令・規則

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000123273.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000123273.pdf)

### III 確定給付企業年金の改善について

#### 1. 事務局説明

議題1「確定給付企業年金の改善について」につき、資料1に沿って、事務局(厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 内山課長)から説明がありました。ポイントは以下のとおりです。

##### (1) 概要

- 平成28年度税制改正大綱 ([平成27年12月17日付SuMiTRUST年金ニュース](#)) において、措置することが認められた確定給付企業年金(以下「DB」という。)の「掛金拠出の弾力化」及び「柔軟で弾力的な給付設計」について、前回の年金部会 ([平成27年9月11日付SuMiTRUST年金ニュース](#)) では制度のあらましのみ説明が行われましたが、本日の部会ではより具体的な制度設計に関する説明がありました。

##### (2) 掛金拠出の弾力化(財政悪化を想定した「リスク対応掛金」の導入)

###### ①制度のあらまし

- 現行制度では、財政が悪化した時に初めて、追加掛金の拠出を行う仕組みとなっているが、不況期等の掛金増加に繋がらないよう、あらかじめ「将来発生するリスク」を測定し、その水準を踏まえて、掛金(=「リスク対応掛金」)の拠出を行うことができる仕組みとする。

###### ②具体的な制度設計について

- 本日の年金部会においては、「将来発生するリスク」の測定方法や「リスク対応掛金」の設定方法等(下表において例示)の具体的な制度設計について説明が行われました。詳細は[資料1](#)のP.4~16をご確認ください。

「将来発生するリスク」の測定方法	○標準方式又は特別方式により測定する。 ・標準方式：将来の価格変動による積立金の減少を想定することとし、資産区分ごとの資産残高に所定の係数を乗じた額の合計額に基づき算定(積立金が給付現価を超える場合や係数が定められていない資産(その他の資産)を保有する場合には補正)する。 ・特別方式：厚生労働大臣の承認又は認可を得て、DBの実情に合った方式により算定する。
「リスク対応掛金」の設定方法	○リスク対応掛金の設定ルールは以下のとおり。 ・リスク対応掛金の拠出期間は特別掛金の償却期間よりも長期に設定 ・5~20年での均等拠出、弾力拠出又は定率拠出により拠出  ○以下のケースを除き、原則として拠出が完了するまで変更は行わない。 ・新たに発生した積立不足に対応するために特別掛金を拠出する場合 ・将来発生するリスクが積立金の資産構成割合の変化により、リスクが増加する場合 等

##### (3) 柔軟で弾力的な給付設計(リスク分担型DBの導入)

###### ①制度のあらまし

- 事業主が前記「将来発生するリスク」をどのように分担するかをあらかじめ労使合意により定めておく仕組み(=「リスク分担型DB」)を設計可能とする。
- 「リスク分担型DB」では、給付に対する財源のバランスが毎年度変化するため、毎年度の決算において給付を増減することにより財政の均衡を図る。
- 当初設定した掛金を固定する。

###### ②具体的な制度設計について

- 本日の年金部会においては、「リスク分担型DB」における掛金の設定方法や「将来発生するリスク」の測定方法等(下表において例示)の具体的な制度設計について説明が行われました。詳細は[資料1](#)のP.17以降をご確認ください。

「リスク分担型DB」における掛金の設定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制度導入時に掛金区分（標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金）に基づき算定した額の合算額に基づき掛金（率）を計算する。</li> <li>○新規に制度を開始するときや制度が成熟していないときには積立金が十分でなく、「将来発生するリスク」を適切に見込めないため、一定期間経過後の積立金の額を推計し、その推計額に基づきリスクを見込む等の特則を設ける。</li> </ul>
「リスク分担型DB」における「将来発生するリスク」の測定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「将来発生するリスク」を標準方式で算定する場合には、将来の積立金の価格変動により積立金が減少するリスク（価格変動リスク）に加え、今後の金融経済環境等の変化に伴い、予定利率が低下するリスク（予定利率低下リスク）を合算する。</li> <li>○以下のケースにおいては、特別方式によらなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準方式で係数の定められていない資産の割合が10%以上の場合</li> <li>・予定昇給率や予定脱退率等の基礎率変動が重要と認められる場合</li> </ul> </li> </ul>

## 2. 委員からの意見等

- 委員からは、制度設計の内容が複雑でわかりにくいことから、事業主から加入者・受給者への丁寧な説明が行われるように配慮して欲しいという意見等がありましたが、全般的に各論点に対する異議はなく、事務局の提案のとおり制度設計を行うことが認められました。
- また、一部委員よりリスク分担型DBの企業会計における取り扱いについて質問があり、事務局より、以下のとおり回答がありました。
  - ・企業会計上、債務認識を行わない方向で企業会計基準委員会における検討が進められていること
  - ・企業会計基準委員会では、5月を目処に現在準備中の公開草案について意見募集を開始し、意見募集期間として2ヶ月程度設ける予定であること

## IV 確定給付企業年金のガバナンスについて

### 1. 事務局説明

議題2「確定給付企業年金のガバナンスについて」につき、資料2に沿って、事務局（厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 内山課長）から説明がありました。ポイントは以下のとおりです。

#### (1) 概要

- 企業年金のガバナンスについては、昨年1月の社会保障審議会企業年金部会の議論の整理（[平成27年1月22日付SMTB年金ニュース](#)）において取りまとめられたところですが、本日の部会では、残された課題である総合型DB基金の対応やDBにおける資産運用ルールの見直しについて説明がありました。

#### (2) 総合型DB基金への対応

- 総合型DB基金のガバナンス強化策として、以下の案が提示されました。詳細は[資料2](#)のP.4～17をご確認ください。

代議員選任のあり方について	代議員の定数が基金の規模に見合った一定数以上であり、代議員の所属企業に偏りが生じないように代議員の選任基準を定める。
総合型DB基金の名称について	基金の名称に関する基準を定める。
会計監査について	外部の専門家による会計監査を実施する。

### (3) 資産運用について

- DBの資産運用に関するルールについて、以下の案が提示されました。詳細は [資料2](#) のP. 18 以降をご確認ください。

運用基本方針及び政策的資産構成割合の策定の義務化	現行、運用基本方針については、小規模DBに策定義務はなく、また政策的資産構成割合の策定については努力義務とされているところ、受託保証型DBを除くすべてのDBにおいて策定を義務付ける。
資産運用ガイドラインの見直し	資産運用ガイドラインについて、以下の要素に係る見直しを行う。 ①資産運用委員会、②分散投資、③オルタナティブ投資、④運用受託機関の選任・評価、⑤運用コンサルタント、⑥代議員会・加入者への報告・周知事項

### 2. 委員からの意見等

- 委員からは、ガバナンス強化を図ることの重要性を理解を示しつつも、特に中小企業（総合型DB基金を含む）におけるコスト及び事務負担に配慮して欲しいという意見が大半を占めておりました。本日出された意見を事務局において整理し、次回以降の部会において、更に検討を進めることとなりました。

## V その他

- 厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況や熊本県における震災を受けた確定拠出年金の掛金納付特例の創設について、事務局から [資料3](#) 及び [資料4](#) に沿った説明がありました。
- 次回部会の日程については、各委員のスケジュールを調整した上で決定すると事務局から報告がありました。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581